

平成30年9月21日

町要綱第14号

下諏訪町森のエネルギー推進事業補助金交付要綱（平成23年下諏訪町要綱第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、木質バイオマス循環利用普及促進事業実施要領（平成31年3月29日付け信木利第140号）に基づき、信州産ペレット消費拡大事業の実行経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、下諏訪町補助金等交付規則（平成15年下諏訪町規則第1号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱で使用する用語は、次の各号のとおりとする。

- (1) ペレット 間伐材や製材端材等の木材を粉砕したオガ粉を円筒形に固めた木質燃料をいう。
- (2) ペレットストーブ ペレットを燃料に使用するストーブで、ペレットの自動供給機能を有するものをいう。
- (3) ペレットボイラー ペレットを燃料に使用するボイラーで、ペレットの自動供給機能を有するものをいう。

（対象ストーブ等）

第3条 補助金交付の対象となるペレットストーブ又はペレットボイラー（以下「ストーブ等」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 未使用品であること。
- (2) 対象ストーブ等は、県内に事業所又は代理店を有する者から購入するものであること。

（補助対象者）

第4条 補助金交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に居住若しくは事業所等を有する個人又は事業者であって、地方公共団体及び公共的団体を除く者
- (2) 町税等を滞納していない者

（補助の条件）

第5条 この事業の補助金の交付を受けようとする者は、規則及び要綱の規定に基づくもののほか、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) ストーブ等の購入に当たっては、県内に事業所又は代理店を有する者から購入しなければならないこと。
- (2) 使用するペレットは、長野県産ペレットを使用すること。また、長野県産ペレットに関し、あらかじめペレットの販売業者との間で、協定の期間（3年間）を記載した燃料供給に関する協定書を締結すること。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、対象ストーブ等の本体の購入に要する費用の2分の1とする。ただし、1台につき10万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、1世帯につき1回を限度とする。

4 第1項の補助金は、他の補助制度との併用はできない。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）によるものとする。

2 前項の規定により提出する補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象ストーブ等の本体の購入に要する費用の見積書の写し
- (2) 設置予定箇所の位置図

(3) 対象ストーブ等の形状及び規格が分かるもの

(4) ペレット供給者と締結した協定書の写し

(5) 住民票

(6) 納税証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めるときは、木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

第8条 補助金の申請を行った者がその内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 木質バイオマス循環利用普及促進事業変更承認申請書（様式第3号）によるものとする。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 木質バイオマス循環利用普及促進事業中止・廃止承認申請書（様式第4号）によるものとする。

3 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更を承認し、通知するものとする。

(1) 補助事業の変更を承認するときは、木質バイオマス循環利用普及促進事業変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(2) 補助事業の中止を承認するときは、木質バイオマス循環利用普及促進事業中止・廃止承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告書）

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、木質バイオマス循環利用普及促進事業実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）によるものとする。

2 規則第13条の規定により実績報告書に添付して提出する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 対象ストーブ等の本体の購入に要した費用に係る領収書の写し

(2) 対象ストーブ等の設置状況を示す写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前項の規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金交付請求書）

第11条 補助金の額の確定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

（達成状況等の報告）

第12条 補助決定者は、ペレットの年間使用量の達成状況を、事業完了年度の翌年から起算して3年間、木質バイオマス循環利用普及促進事業達成状況報告書（様式第10号）により報告するものとする。

2 補助決定者は、今後のペレットの消費拡大施策に資するため、ペレットストーブ等の利用動向について、事業完了年度の翌年度に前項の報告と併せて町長に報告するものとする。

（事故等の報告）

第 13 条 補助決定者は、処分制限期間内に天災その他の事故により、事業により取得した財産を滅失し、又は破損したときは、速やかに木質バイオマス循環利用普及促進事業事故等報告書（様式第 11 号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する報告書の提出があったときは、現地を調査するものとする。

（補則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 6 月 21 日）

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 25 日）

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 17 日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第7条関係）

木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金交付申請書

年 月 日

下諏訪町長 様

住 所

申請者 氏 名

連絡先(電話)

木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金の交付を受けたいので、下諏訪町木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 対象ストーブ等の種類 ペレットストーブ ・ ペレットボイラー

3 設置予定年月日 年 月 日

4 事業費の内訳（補助金交付の対象となる費用のみ）

総事業費（1）	補助金交付申請額（2）	自己資金（1）－（2）

5 ペレット予定使用量 k g 袋

6 関係書類

- （1）対象ストーブ等の本体の購入に要する費用の見積書の写し
- （2）設置予定箇所の位置図
- （3）対象ストーブ等の形状及び規格が分かるもの（パンフレット等）
- （4）ペレット供給者と締結した協定書の写し
- （5）住民票
- （6）納税証明書
- （7）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（注）ペレット予定使用量は、協定書に記載されている数値を記入すること。

様式第2号（第7条関係）

産農 第 号

木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

下諏訪町長

年 月 日付けで申請のありました木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金
円を、下記の条件を付して交付します。

（交付の条件）

- 1 補助事業の実施に当たっては、下諏訪町木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金交付要綱及び下諏訪町補助金等規則によること。
- 2 補助事業により取得したペレットストーブ等は、事業完了後においても善良に管理しなければならない。
- 3 補助事業により取得したペレットストーブ等は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間（以下「処分制限期間」という。）は、町長の承認を受けないで、譲渡し、交換し、貸し付け又は、担保に供してはならない。
また、処分制限期間に町長の承認を受けて該当ペレットストーブ等を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を町長に返還させることがある。ただし、天災地変その他やむを得ない事由のため、あらかじめ町長の承認を受けることができなかった場合は、転用又は用途変更後速やかに所定の様式により町長に報告すること。
- 4 町長の承認を受けて転用又は用途変更を行った場合は、当該ペレットストーブ等の購入に要した補助金の全部又は一部を町長に返還させることがある。
- 5 町長は、補助事業者が町長の付した条件に違反した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

様式第3号（第8条関係）

木質バイオマス循環利用普及促進事業変更承認申請書

年 月 日

下諏訪町長 様

住 所
申請者 氏 名
連絡先(電話)

年 月 日付けで申請しました木質バイオマス循環利用普及促進事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

	変 更 前	変 更 後
補 助 金 交 付 申 請 額	円	円
対象ストーブ等の種類		
設 置 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
ペレット予定使用量	k g	k g
そ の 他		
変 更 の 理 由		

様式第4号（第8条関係）

木質バイオマス循環利用普及促進事業中止・廃止承認申請書

年 月 日

下諏訪町長 様

住 所

申請者 氏 名

連絡先(電話)

年 月 日付けで申請しました木質バイオマス循環利用普及促進事業の内容を下記のとおり中止・廃止したいので、承認してください。

記

1 補助金申請額 _____ 円

2 補助事業の中止・廃止の理由

様式第 5 号（第 8 条関係）

木質バイオマス循環利用普及促進事業変更承認通知書

年 月 日

様

下諏訪町長

年 月 日付けで申請のありました木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金変更承認申請書について、申請のとおり承認します。

様式第 6 号（第 8 条関係）

木質バイオマス循環利用普及促進事業中止・廃止承認通知書

年 月 日

様

下諏訪町長

年 月 日付けで申請のありました木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金中止・廃止承認申請書について、申請のとおり承認します。

様式第7号（第9条関係）

木質バイオマス循環利用普及促進事業実績報告書

年 月 日

下 諏 訪 町 長 様

住 所

氏 名

連絡先(電話)

年 月 日付けで補助金の交付決定があった木質バイオマス循環利用普及促進事業を下記のとおり実施しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 対象ストーブ等の種類 ペレットストーブ ・ ペレットボイラー

3 設置完了年月日 年 月 日

4 事業費の内訳

総事業費（１）	補助金交付決定額（２）	自己資金（１）－（２）

5 対象ストーブ等の概要及び購入先

製造社名（メーカー）	
製品の型番	
暖房出力	k c a l / h （最大）
購入先住所	長野県
購入先事業所名	
購入先連絡先	電話 FAX

6 関係書類

- （１）対象ストーブ等の本体の購入に要した費用に係る領収書の写し
- （２）対象ストーブ等の設置状況を示す写真
- （３）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 10 条関係）

木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日

様

下諏訪町長

年 月 日付けで報告のありました木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金の額を
円と確定します。

様式第9号（第11条関係）

木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金交付請求書

年 月 日

下諏訪町長 様

住 所

請求者 氏 名

連絡先(電話)

年 月 日付けで補助金の額の確定通知のあった木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

補助金 決定額	円	
補助金 請求額	円	
振 込 先 口 座	金 融 機 関 名	
	普 通 ・ 当 座	
	口 座 番 号	
	(フ リ ガ ナ)	
	口 座 名 義 人	

様式第 10 号（第 12 条関係）

木質バイオマス循環利用普及促進事業達成状況報告書

年 月 日

下諏訪町長 様

住 所

氏 名

連絡先(電話)

年に実施した木質バイオマス循環利用普及促進事業に係る達成状況について、下諏訪町木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業内容	種 類	ペレットストーブ 台 ペレットボイラー 台
	事業完了年度	
	本体設置場所	下諏訪町
	ペレット購入先	
	ペレット予定使用料	k g (袋)
	使用期間	年 月 日～ 年 月 日
効果	ペレット使用量計	k g (袋)

(添付書類)

- (1) 信州産ペレットを使用したことを証明する書類（伝票、領収書及び納品書等）の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類。

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

木質バイオマス循環利用普及促進事業事故等報告書

年 月 日

下諏訪町長 様

住 所

氏 名

連絡先(電話)

年に実施した木質バイオマス循環利用普及促進事業に係る事故等について、下諏訪町木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業内容	種 類	ペレットストーブ 台 ペレットボイラー 台
	事業完了年月日	
	本体設置場所	下諏訪町
	ペレット購入先	
	ペレット予定使用料	k g (袋)
	使用期間	年 月 日～ 年 月 日
事故等の内容	事故等発生日	年 月 日～ 年 月 日
	原因	

(添付書類)

- (1) 事故等の現況写真
- (2) その他町長が必要と認める書類。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 7 号 (第 9 条関係)

様式第 8 号 (第 1 0 条関係)

様式第 9 号 (第 1 1 条関係)

様式第 1 0 号 (第 1 2 条関係)

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)